

随意契約結果表

担当課名	まちのブランド観光課
案件名	三田市総合案内所管理運営業務委託
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 案内所施設維持管理業務 ② 市政情報や観光情報などの収集・案内業務 ③ WEBを活用した情報発信業務 ④ キッピースクエア活用促進事業によりイベント等を実施する主催者支援業務
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和7年4月1日
契約の相手方	一般社団法人三田市観光協会
契約金額	8,376,000円
契約期間	令和8年3月31日まで
随意契約とした理由	<p>三田市総合案内所における市内外からの問合せの大半は観光に関するものであることから、地域観光に精通した一般社団法人三田市観光協会へ委託することにより、迅速かつ効率的に来訪者に対する情報提供を行うことができる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により、一般社団法人三田市観光協会と単独随意契約しようとするものである。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）